

国分寺市教育委員会議事録・第1号

会議の種類 第1回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 平成31年1月24日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

教育長	古 屋 真 宏
(教育委員)	
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	戸 塚 晃
委 員	佐久間 博 美
委 員	大 木 桃 代
(職員)	
教育部長	堀 田 順 也
教育総務課長	日 高 久 善
学務課長	中 島 弘 美
学校指導課長	松 浦 素 明
統括指導主事	大 島 伸 二
指導主事	關 友 矩
社会教育課長	千 葉 昌 恵
ふるさと文化財課長(統括)	櫻 井 明 徳
公民館課長兼本多公民館長	山 崎 明 子
恋ヶ窪公民館長	増 本 佐千子
光公民館長	久 保 祐 司
もとまち公民館長	豊 泉 早 苗
並木公民館長	本 望 慎 一
図書館課長兼本多図書館長	藤 川 浩 二
書 記	山 田 隆 史
書 記	大 嶽 みなみ

傍聴者 2名

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番戸塚委員、4番富山委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・平成30年11月22日開催の平成30年第11回国分寺市教育委員会定例会議事録第15号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。大寒を迎えたにもかかわらず、比較的暖かい日々が続いたと思っておりましたら、今日は非常に冷たい風が吹いております。また、良い天気が続いており、現在発令されておりますインフルエンザの流行注意報が警報になりましたので、今週から来週あたりが流行のピークになっていくかと思います。市内の小中学校においても、いくつかの学校で学年・学級閉鎖が続いておりますが、引続き対応、あるいは予防に努めていきたいと思っております。また、これから受験期にもなりますので十分に気を付けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔議事〕

1 議案第1号 市長の権限に属する事務の補助執行について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく事務の補助執行について、教育委員会の意見を市長に述べる必要がある。

教育総務課長 資料を2枚おめくりください。こちらは市長からの協議依頼文でございます。内容につきましては、平成27年4月の機構改革により、教育部局から市長部局にスポーツ振興に関することを移管してございますが、ひかりプラザの効果的・効率的な管理運営の視点から、教育部社会教育課が引続き国分寺市民ひかりスポーツセンターの管理を実施していることを踏まえ、国分寺市民ひかりスポーツセンターの管理に関することの補助執行について、お願いしたいというものでございます。本日御審議いただき、承諾することになりましたら、市長宛てに承諾する旨の文書を送付させていただきます。1ページ前に回答文(案)をつけさせていただいております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 平成27年4月の機構改革によりスポーツ振興については、市長部局に移管されましたが、ひかりプラザの効果的な活用との視点から国分寺市民ひかりスポーツセンターの管理に関することを、補助執行として御依頼いただきました。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第2号 国分寺市立学校における働き方改革推進プランの策定について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

学校における働き方改革推進プラン(東京都教育委員会 平成 30 年 2 月策定)に基づき、市区町村教育委員会における実施計画である「国分寺市立学校における働き方改革推進プラン」を策定する必要がある。

統括指導主事 資料を 1 枚おめくりください。プランは参考資料を含め 10 ページで構成をしております。本プランの作成に当たっては、5 ページに記載をしております委員の皆様による計 5 回の検討委員会において、様々な御議論をいただいてきました。

1 ページを御覧ください。こちらには働き方改革の目的や本プランの位置づけ、目標や取組の方向性を記載しております。この内容につきましては、基本的に東京都教育委員会が作成した「学校における働き方推進プラン」に基づいて設定をしております。特に目標につきましては、そのプランに即して当面の目標となっておりますので御留意ください。

2 ページを御覧ください。5 番の現状の課題については、市内の常勤の教員全員を対象として実施した勤務実態調査やアンケート調査を踏まえて、検討委員会としてまとめたものとなります。6 ページから 10 ページには、その調査結果も参考資料として掲載しております。ここで挙げられた課題を踏まえて、この後 3, 4 ページの具体的な取組について検討を進めてまいりました。

3, 4 ページを御覧ください。5 つの取組の方向性の柱に沿って、具体的な取組について検討し、市教育委員会で実施すること、学校で実施することと実施主体を明らかにしてまとめてまいりました。こちらの取組の実施方法や実施時期等の詳細については、今後、市教育委員会と学校がさらに検討し進めていくこととなります。

5 ページを御覧ください。現在、国や都では働き方改革について継続して検討を行っております。今後新たな目標値や取組方針が示された場合については、見直しを図る必要があるため、7 番にその旨を明記いたしました。昨年 11 月には本プランの原案について、市内公立学校常勤の全教員を対象とした意見募集を実施し、昨年 12 月の検討委員会においてその意見の反映の有無を検討した上で本プラン案を作成してまいりました。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 国分寺市立学校における働き方改革推進プランについて御説明いただきましたが、大きく分けると 3 つの構成で書かれていると拝見いたしました。1 つ目は、都教育委員会の学校における働き方改革推進プランに基づいて、目的、位置付け、目標、方向性について示されている、2 つ目は、市教育委員会が実施した教員勤務実態調査やアンケート調査の結果を分析して、現状の課題が 5 点挙げられている、3 つ目は、現状の課題を踏まえてそれぞれの課題について、具体的な取組を示しているということです。こちらは国分寺市の先生方の実態に即して細かく分かりやすく書かれておまして、実現されれば先生方の子どもたちのためにという思いを大切にしながら、働き方改革が推進されるのではないかと思います。

そこで何点かお伺いしたいことがございます。まず、この働き方改革推進プランについて、市民の方へのお知らせはどのようにされるのでしょうか。3 ページの(1)に市教育委員会で実施することの 2 番目として、市民への理解啓発として、教員の正規の勤務時間について、教育委員会だよりや市のホームページ等を通じて、市民全体への理解啓発を図りますとあります。こちらでお知らせはすると思うのですが、このプランそのものの公表はされるのでしょうか。まずそちらを伺いたいと思います。

統括指導主事 ただ今、委員がおっしゃったように、3ページの(1)の市教育委員会で実施することの②市民への理解啓発とあるように、教育委員会だよりや市のホームページ等を通じては、このプラン自体を示して啓発を図りたいと考えております。

佐久間委員 4ページの(3)学校を支える人員体制の確保に関する取組の、市教育委員会で実施することの①スクール・サポート・スタッフの配置についてお伺いします。先生方のアンケートを見ますと、どの先生方のお立場でも事務に関する業務の負担が多いとなっており、全ての業務の中で一番負担が多いと思うのですが、スクール・サポート・スタッフの配置について、現状と効果、それから、これからどのようにしていくのか教えていただければと思います。

学校指導課長 スクール・サポート・スタッフにつきましては、今年度から東京都より補助金が交付され配置できているものです。最初の募集があった際に応募したうち、8校が該当になりました。年度途中で追加募集がございまして、該当した学校が3校ございますので、現在11校に配置しております。来年度につきましては、全校での配置を希望しております。スクール・サポート・スタッフには、直接教員からお願いをして、例えばプリント類の印刷をしたり、教室の掲示物の貼り直しをしたり、本当に細々とした仕事をお願いできる人材ということで、学校は非常に助かっているということです。東京都もこちらについては非常に成果が出ているということで、来年度は増員するという話も聞いております。人材を探すことは大変ですが、こちらを積極的に活用しながら先生方の負担軽減につなげていきたいと考えております。

佐久間委員 細かい事務が積み重なって負担になっていると思いますので、大変助かるだろうと思っております。

そのことに関連して、2ページの現状の課題の(2)の教員業務の見直しと業務改善の推進に関わる課題の中で、パソコンを使用できる人等に仕事が集中しているとあります。スクール・サポート・スタッフの方にはパソコン業務などは行っていたのでしょうか。内容にもよると思いますが、この点の負担を減らすことはお願いできるのでしょうか。

学校指導課長 スクール・サポート・スタッフにつきましては、特に資格要件があるものではありません。直接子どもに指導をすることは難しいですが、それ以外の業務であればどのような仕事でもお願いできます。したがって、ICTに長けている方が見つければ、そのような業務を担っていただくこともできるのではないかと考えております。

大木委員 私も、先生方に生き生きとお仕事をしていただくことが、子どもたちへの教育の向上につながると思いますので、ぜひ積極的にこのようなプランを進めていただきたいと強く願っております。先ほど、こちらのプランをもとに今後取組を進めていくとお伺いしましたが、まずは今後の大まかなスケジュールなどが決まっておりましたらお教えください。

統括指導主事 こちらにつきましては、まずプランを校長連絡会等でお示しするところからスタートになるのではないかと考えております。市教育委員会で実施することの中身につきましては、既にスタートしているところもございますが、学校で実施することについては、今後、次年度に入ってからだと思いますが、学校で何ができるのかを各学校で御検討いただき、その進捗については学校指導課でも把握をしていきたいと考えております。

大木委員 やはりプランであるので、どうしてもある程度抽象的にならざるを得ない部分があると思います。今後、教育委員会はもちろん、それぞれの学校でも必要とされることを、より具体的に進めていただくことが一番必要であると考えております。

次にお聞きしたいのですが、先ほど、基本的に都のプランに基づいて目的などを記載したとお伺いしましたが、国分寺市としてのオリジナルの内容はあるのでしょうか。

統括指導主事 先ほど冒頭に申し上げました1ページの内容につきましては、都の推進プランに即してということになっております。しかし、2ページ以降につきましては、国分寺市の実態調査やアンケート等を通して、その課題を踏まえて検討してまいりましたので、特に3、4ページの具体的な取組については、国分寺市のオリジナルということで受けとめていただければと思います。

大木委員 都のプランに基づくのはもちろんですが、市としての方針や主体性をぜひ前面に出して進めていただきたいと思います。

少し細かい部分になりますが、3ページです。(1)の市教育委員会で実施することの特に①在校時間を適切に把握についてです。以前にもお伺いしましたが、自宅での作業などについてどのように把握し、なおかつそれをどのようにカウントしていくかについて、現時点でのお考えをお教えいただければと思います。

学校指導課長 学校から仕事を持ち帰ることにつきましては、個人情報を持ち出しについて一定の制限がかかっておりますので難しいと思います。教材作りなどについては、御家庭がありますので家事が終わった後に行いたいという方もいらっしゃいますので、持ち帰っていらっしゃる方も実態としては多いです。しかし、そこで何時間働いているかについて日々チェックはしておりません。年に1回勤務時間調査がありまして、そちらに該当した学校につきましては、1週間のうち自宅でどのくらい仕事をしたかも全部調べることがあります。その調査が、把握していく1つの方法ではないかと思っております。仕事の持ち帰りはなるべく少なくできれば本当は良いのですが、先生方は少しでもより良い授業をしたい、子どものためにという思いの中で、職場で行っていたものも、もう少し考えたいとおっしゃる方もいらっしゃいます。そういう思いは受けとめなければなりません、一方で働き過ぎという現状もございます。その加減は難しいのですが、このようなプランを示すことによって、先生方にもある程度のところで授業を行うという思いを持っていただく1つの方針になるのではないかという期待を持っております。

大木委員 今お話しいただいた部分が、2ページの(1)の2つ目の項目で、「子どもたちのためにという思いから、勤務時間を超えて働く教員が多いため、働き方への意識改革が必要」というところです。私はこの点が非常にひっかかりました。個人情報などを持ち帰らないというのは当然なのですが、教材をもっと自分で工夫したり、自宅でテレビのニュースを見て、授業にこのことも取り入れたらいいだろうと思ったり、本当に考えることには限りがないと思います。在校時間の把握はもちろん重要なのですが、家庭に持ち帰って、つい仕事をしてしまうということは、教員としての本能のような思いがあると思います。したがって、これをどのように意識改革できるかということになります。

先ほど、課長がおっしゃったように、どのようにすれば教員のモチベーションを保ちつつ、教員自身の個人的な生活も重要だということを理解してもらえるか。そこに教育委員会やそれぞれの学校の管理職の先生方が関わっていかなくてはいけないだろうと思います。このようなプランが出ると、数値目標だけが目的になってしまいますが、先生方のモチベーションとワーク・ライフ・バランスの両立をぜひ念頭に置いて進めていただけたら嬉しいと思っております。

4ページの(3)学校を支える人員体制の確保についてお伺いします。先ほどの佐久間委員からの御質問のお答えで、私も状況を把握いたしました。市教育委員会で実施するこ

との③外部人材採用のサポートの推進の中に、学生ボランティア等の採用とございます。こちらの実態と、学生ボランティアの責任の所在はどこになっているのかについてお教えいただければと思います。

学校指導課長 これまでも多くの学生が学校で様々な活動をしてもらっております。例年、チラシを作って近隣の学校にお配りしております。東京学芸大学では、学校主催で学生ボランティアのための説明会を開いていただき、そちらに伺って直接学生にお話しする時間を取ってもらっておりました。こちらが昨年からなくなってしまったことは残念ですが、そのような機会に市の状況をお伝えしながら、広くPRをしております。直接学校に申し込むケースと、教育委員会に履歴書などを提出していただいて、教育委員会から学校に情報提供する場合と、いろいろな方法で学生を活用しているという現状です。

学生も現場に行くことによって勉強になることもたくさんありますので、お互いのために良いということで非常に活発に行っており、若干ですが、図書カードで謝礼を用意して進めております。

責任の所在につきましては、やはりボランティアですので、学校でしっかりと把握して適切な指示を与え、そこで起こったことについては学校で責任を持たなければならないと考えております。

この方法についてさらに進めようというのは、その学生のリストをもう少ししっかりしたものにして、どの学校もいつでも見られるようにしたいと考えております。必要なボランティアについての情報交換が簡単にできるようなシステムを、学校指導課で作っていくことを考えているところです。

大木委員 学生ボランティアについては、課長がおっしゃったように、実際の現場で経験をさせていただくということは、特に将来教員を目指している学生にとっては、非常に貴重な機会ですので、私もぜひ積極的に進めていただきたいと思います。しかし何かあったときの責任につきましては、それぞれの学校もちろんそうですが、実は場合によっては大学側ということもありまして、いろいろともめるケースがございます。当然それぞれの学校で御指導をいただいてということはありますが、最終的には教育委員会で責任を持つということになるのではないかと思いますので、そのようなことについても今後御検討いただければと思います。

教育長 学生のボランティア保険は、現在のところは大学で掛けているのでしょうか、教育委員会で掛けているのでしょうか。

学校指導課長 大学と教育委員会が提携をして行うものではなくて、ひとりの学生が個人的に申し込むという形をしておりますので、これまでトラブルになったケースはありませんが、何かあったときに大学側にその責任を問うことはこれまでありませんでしたし、私たちもそうは考えていませんので、そちらについてはもめることはないと思います。

保険については、学生自身が保険に入っているケースがあります。教育委員会で学生ボランティアの保険は掛けておりません。

教育長 以前、教育委員会で掛けていたケースもございましたが、今はほとんどの大学が学生ボランティアの保険に加盟をしていますので、それを万が一というときには活用している状況だと思います。また、東京学芸大学とは様々な連携をしておりますので、大学とも相互に意見交換をしながら、この制度も充実させていきたいと思います。今朝の新聞に、東京都の外郭団体として学校支援の財団を作る計画が東京都で了承されたと載っていましたが、そういうものも活用しながらということになるかと思います。

戸塚委員 最初に確認をお願いしたいのですが、このプランは教育委員会だよりあるいは市のホームページを通じて市民にも公表すると御説明がありました。今回の資料に参考資料として添付されている市立小中学校のアンケートの調査結果、あるいは10ページの市立学校教員勤務実態調査結果についても公表されるということによろしいのでしょうか。

統括指導主事 教育委員会だよりにつきましては、紙面の都合もございますので掲載できるかは未確定ですが、市のホームページにつきましては、リンクという形でアンケートの集計結果についても現在のところは公表しようと考えております。

戸塚委員 10ページの実態調査結果を見ますと、教員の1日当たりの在校時間と教員の週当たりの在校時間、いずれについても全てではないのですが、おおむね東京都の平均時間よりも短くなっております。これはつまり国分寺市では既に一般的な都内の各自治体の学校に比べると、教員の働き方改革が国分寺市では先んじてある程度うまくいっているという理解でよろしいのでしょうか。

統括指導主事 こちらの調査結果を見たときに、現段階で、働き方改革の当面の目標である「週当たりの在校時間が60時間を超えない」をクリアできているのではないかという御意見も検討委員会からございました。しかし、こちらの結果は調査時期にも関係しておりまして、今回は6月の1か月間で調査を行っております。学校によっては繁忙期が異なるという御意見もございましたので、年間を通して見たときに、その60時間を超える月もあるだろうということで、今後、勤務時間の実態をしつかりと把握していくことが大切だという点に、ここからつながったところでございます。

富山委員 3ページの(1)在校時間の適切な把握と意識改革の推進の中の市教育委員会で実施することの①に勤怠管理システムの導入とあります。タイムカードへの記載、エクセルでの管理、あるいは最近では交通系のICカードやスマートフォンを利用して正確に記録する方法などいろいろありますが、現在、考えているシステムはどの範囲なのか御説明いただきたいと思います。勤務時間の実態を把握することは非常に大切で、把握しないと課題が出てこないのですが、副校長先生やパソコンが得意なある特定の人が過大な事務処理を行うことになってしまうことを特に懸念しておりますし、そうならないと思います。現在分かっている範囲で説明していただけたらありがたいです。

教育総務課長 在校時間の勤怠管理システムの導入につきましては、私から御説明させていただきます。

こちらにつきましては、ICカードを利用して出退勤の管理を行う方向で、今後進めていきたいと思っております。来年度の9月から導入する次期教育系システムから進めていきたいと考えております。導入及び時期につきましては今後の検討で、来年度中には導入したいと考えております。

富山委員 ICカードにすれば全員の勤務時間が一括で管理できるので、その点では事務がこれによって多く増えることはないと思いますので安心です。

次の質問をさせていただきます。細くなるのですが、(2)教員業務の見直しと業務改善の推進の中の市教育委員会で実施することの②です。教員研修や各委員会の実施回数あるいは実施時間をこの20年ほどの間でどんどん切り詰めてきて、これ以上削れないくらいまで研修会を減らしたり、時間を減らしたり削減をしてきたと思います。しかし、教育の充実を図るということになりますと、この研修会等をどこまで減らせるのかということは大変難しい問題になると思いますし、教員の資質の一定の部分を担保していくためには、どうしても必要になってくると思います。プランに掲げるのは簡単ですが、実施担当

者にとっては大変苦渋の選択になると思うのですが、その中で、開催を平日は少なくして、長期休業中に多くなるよう移行させていくという方向があったと思うのですが、その実態を御説明いただけるとありがたいです。

統括指導主事 こちらにつきましては、既に学校指導課として校長会に案を示して検討を進めております。次年度の学校指導課の主催事業につきまして、学校指導課で統合または削除できるものを校長会に提案し、校長会で検討をいただいて、中には、ここでは情報共有が必要だ、この研修については残しておく必要があるという御意見をいただきながら、現在、調整を進めて次年度に向けてまとめてきたところでございます。

ただ、その中では、特に夏休みに開催を移してというよりは、委員会で重なって情報をお伝えしていた部分については統合ができるだろうという御意見や、研修で申しますと、指導教諭の授業観察等を多くの人が活用できていなかったという実態を、今まで行ってきた研修に代えて指導教諭の研究授業をさらに活性化させていきたいと思いますという御意見もあり、本当に学校が必要とするものについて検討を進めているところでございます。これから校長会や先生方の御意見も伺いながら進めていく必要があると考えております。

富山委員 4ページの(3)学校を支える人員体制の確保の中の市教育委員会で実施することの③外部人材採用のサポートの推進について伺います。先ほど大木委員からも御質問がありましたが、現状を少し説明していただきたいのです。毎年、教育実習生が学校にやってまいります。多くの場合、実習生はその学校の卒業生の場合もあると思います。そこで2週間から3週間教育実習をするので、学校や先生方の実態、指導体制、そして子どもたちの様子をよく知ることができると思います。その学生を学校で外部人材として活用していくことは学校にとってもウィンになるし、先生になりたいと思っている学生が、知っている学校で何らかのサポートをすることは、学生にとっても大変ウィンな関係になるのではないかと思います。教育実習生がその実習する学校で、実習期間以外において何らかのボランティアをするという実態はどのくらいあるのかを教えてください。

学校指導課長 教育実習以外にも、今は教職大学院の学生が定期的に学校に来て実習をしたり、小学校の場合は養成塾の方は年間を通して実習に来たりしております。通常の教育実習ですと1か月程度入っておりますが、その後に例えば夏のプール指導やサマースクールに来ていただく、特別支援学級の場合は介助員的な役割をお願いして入っていただいている方もおります。他には学校キャンプに来たり、運動会などに来て一緒にラインを引いたりなど様々な活用をしています。そこから他の学生にも声をかけてもらって広げていくことで、先ほど登録の制度がありましたが、それ以外に教育実習生を通じて学生ボランティアの輪を広げていく取組をしている学校も多くあります。

富山委員 学びが循環するという意味で発展していくと良いと思いました。

最後にもう1つですが、(4)の部活動の負担を軽減は、とりわけ中学校にとって過去も現在もこれからも最大の課題になっていくと言われており、その中で今年度、部活指導員が都の補助によって設定されてきました。これが拡大していくと良いと思いますが、まだ各学校に1人くらいで、各学校には10から20の部活がありますので、焼け石に水と言ったら少し失礼な言い方かもしれませんが、まだまだという感じがいたします。団塊の世代の人たちが次第に退職されていく中で、その方たちに御協力いただくことも今後の大きな課題になるのではないかと思います。そこで質問なのですが、現在の部活動指導員で、かつて教員だったという方がいらっしゃるのかについて御説明ください。

学校指導課長 今年度後期から部活動指導員の予算がつけました。実際に活動をしている

学校が4校ございますが、かつて教員だった方をお願いしている学校は1校ございます。他には、時間講師でかつて教員だった方が入っております。スポーツなどに長けている方や文化系のことを趣味でされていた方などが退職されてお時間があることは重々分かっておりますが、部活の運営全体や生活指導もしなければならず、外部指導員のコーチとは少し異なる立場なのでなかなか人選が難しいという課題があります。制度が始まったばかりですので、どのような人材がという情報もまだ学校が十分に把握できていないところもあります。近隣自治体の状況なども把握しながら情報提供をして、いろいろなネットワークから、本当に退職された後も元気な教員の方に活躍していただける場になるのではないかと期待はしております。現状としてはまだ1人です。

富山委員 やはり中学校の部活動を変えていかななくてはならないというのは、平成10年と平成20年の学習指導要領において大きく変遷してきたのですが、その中でこの部活指導員の枠が増えていくことが1つの切り口になるかなと期待をしているところです。全体として働き方改革の指針が出たということは、国分寺市にとって大変良いことだと思います。とりわけ教員が学校の中でやりがいを持ち、充実した指導を行い、教員としての責任を果たしていくことと、教員のライフステージに応じて、家庭生活や地域生活の中においても社会人として役割を果たしていくことという2つのキーワードがあると思いますが、この働き方改革の指針を見ているとその方向が出ていますので大変期待しております。

教育長 様々な御意見をいただいたところでございます。東京都の学校における働き方改革推進プランに基づいて、その実施計画という形で本プランを策定させていただきました。まだまだ超えられない課題もありますが、まずその働き方改革を推進するための第一弾ということでお示しをさせていただきました。この内容については、新年度に向けての予算化が必要な部分もございます。正式にはその予算が市議会で可決されて4月から実施されるものもございますので、その点は十分に御理解いただきたいと思います。

まずは教員の意識を大きく変えていかななくてはいけないということも必要ですし、市民、保護者の方々に御理解をいただくことも本当に必要かと思っております。その点も丁寧に実施をしてまいりたいと思います。全ての教員の意見を吸い上げながら作成いたしましたので、国分寺市らしさも表れていると私も思っております。ぜひ委員の皆様方にもこの趣旨を御理解いただきまして、推進を支えていただけたら幸いです。よろしく願いいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第3号 国分寺市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について **<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

使用の取消し等の条項を追加するとともに様式を整備するため、国分寺市立学校設備使用条例施行規則（昭和51年教委規則第10号）の一部を改正する必要がある。

社会教育課長 資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回、改正部分が多くなっておりますが、この改正の趣旨といたしましては、他の公的施設の条例施行規則にあわせまして、条項の文言の修正及び条項の追加、様式の整備を行いたく御提案するものでございます。

内容について御説明させていただきます。第1条につきましては、文言の修正をさせていただきます。

第2条第1項は、国分寺市立学校設備使用条例の表記と合わせて「国分寺市教育委員会教育長に申込書を提出」とさせていただきますが、現行の「学校長の許可を経て申請」という部分は変更ございません。

第2条第2項につきましては、様式第1号を整備するために追加をさせていただきました。現在使用しております申請書を様式として整備しておりませんでしたので、ここで位置づけさせていただければと思います。

第2条第3項につきましては、現行の条例施行規則の第2条の使用申請に伴う受付期間について記載させていただきました。

第3条につきましては、使用承認について、使用を承認する場合に通知する学校設備使用承認書を様式第2号として、承認しない場合に通知する学校設備使用不承認書を様式第3号として整備いたします。様式第2号につきましては現在使用しておりますが、様式第3号につきましては他の公共施設に合わせて新たに整備させていただきました。

現行の第3条第2項ですが、他の公共施設の条例施行規則に同様の記載がございませんので、こちらについては他の公的施設の条例施行規則に合わせて削除をさせていただきます。また、現行の第3条第4項については審査基準に同様の記載があることから削除させていただきます。

第4条につきましては、他の公共施設の条例施行規則と同様に、使用の取消しについて様式第4号として学校設備使用取消申請書を、様式第5号として学校設備使用取消承認書を整備し、改めさせていただきます。

第5条につきましては、現行の第7条を他の公共施設の条例施行規則の条項の順番に合わせて改めさせていただきます。

第6条の使用料の減免及び第7条の使用承認の取消しにつきましては、他の公共施設の条例施行規則にございます条項と同様に、追加と様式を整備させていただきました。第6条第1項では使用料の免除についての規定を整備させていただき、第6条第2項ではその受付期間及び学校設備使用料免除申請書を様式第7号として定めさせていただいております。第6条第3項においても、使用料の免除等に関する承認書及び不承認書の様式を設定させていただき、他の公共施設の条例施行規則の条項と合わせまして条項の追加をさせていただいております。第7条は使用承認を取消しについての条項を追加させていただき、様式第10号として学校設備使用承認取消通知書を設定させていただきました。

様式といたしましては、第3号から第10号について整備をさせていただき、第1号及び第2号については、現在使用しております申請書を若干ではございますが見やすいように整備させていただきました。

なお、様式等が追加になっておりますが、現行の事務として承認、不承認したという申請はございませんでした。この様式について整備はいたしました。が、利用者の方に様式の変更等による混乱が生じないように、また事務の煩雑化についても丁寧に説明をしながら進めさせていただきたいと思っております。

(意見・質疑の要旨)

戸塚委員 先ほど御説明がありましたが、改正案では使用が不承認となる事由については具体的に挙げられておりません。具体的にはどのような場合は不承認となるのか簡単に御

説明ください。

社会教育課長 現行の第3条の第4項にございます政党や政治団体に属する諸事業及び宗教団体等の諸事業、私人の営業や宣伝に関するものが、使用を承認できない理由になってございます。

戸塚委員 確認ですが、現行では今お読みになった部分は許可しないということになっているので不許可事由という例で挙げられているのですが、この不許可事由がそのまま改正案では不承認事由になるということなののでしょうか。

社会教育課長 現行の規則において、学校設備使用の許可ができないところが不承認となります。こちらにつきましては、現在ではそのような理由で申請をされることがほとんどございませぬので、実際に不承認通知を発行したことはなかったのですが、ここで改めて様式を設定させていただきたいというものでございます。

戸塚委員 もう1回確認なのですが、現行の規則で不許可事由として挙げられているものが、そのまま改正案では不承認事由として考えてよろしいのかと聞いているのです。

社会教育課長 失礼いたしました。そのように改正させていただきたいと考えております。

佐久間委員 第4条第2項に、様式第6号として学校設備使用取消不承認書が加わっておりますが、使用できないことを認めないというのは、どのような場合なのでしょう。

社会教育課長 こちらにつきましては、事例等をいろいろ考えたのですが見当たらないのですが、他の公共施設の条例施行規則に同様の様式がありました。万が一そのようなことがあった場合にはこの通知が必要となりますので、内部で検討した結果、必要と判断したため記載させていただいております。

佐久間委員 もしかしたら使用料が発生する場合に納めていただく期限があり、直前での取消し申請では困りますよという場合なのだろうかと思いましたが、そういうことでもないのでしょうか。

社会教育課長 そのような場合は考えられると思います。失礼いたしました。先ほどの発言を訂正させていただき、使用の取消しを不承認したことは現行としてございませぬ。ただし、今、委員がおっしゃったようなことは考えられると思いますので、その場合は承認の取消しが認められないということになろうかと思います。

教育長 では、先ほどの発言は訂正ということでお願いいたします。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 市立第四小学校校舎増築に伴う既存校舎の改修について

(事務局からの説明)

教育総務課長 市立第四小学校校舎増築に伴う既存校舎の改修について、御報告いたします。1番が概要、2番が主な改修場所、その下に参考図面としまして1階増築棟の周辺の配置図を記載してございます。

四小の増築棟工事におきまして、既存校舎への防火設備に係る改修工事を予定しており

ますが、この改修工事は増築棟を囲む各教室開口部、窓や扉のサッシの部分になりますが、そちらへの作業となります。そのため授業のない夏季休業期間中に改修工事をし、完了する必要があります。また、増築棟につきましては、早期の供用開始について御指摘を受け、課題となっている状況でございます。工期の遅れにつきましては極力無くし、工期の短縮を図る必要がある状況でございます。

現在、増築工事に係る設計作業を進めておりますが、その改修工事に係る作業範囲が確定できたことから、増築棟建設工事とは別に先行しまして、当該工事に係る作業に着手するため、補正予算による対応をお願いするということで進めていきたいと思っております。

2は、主な改修場所を記載してございます。下の図面の太い線にかかっている部分が改修の必要な範囲でございます。(1)の南校舎1階・2階廊下北側につきましては、図面の一番下の太い線、こちらは南校舎の廊下にかかっております。簡単に申しますとこのサッシの部分を網ガラスに改修するという内容でございます。(2)の北校舎2階・3階教室南側につきましては、図面の上の太線で、1階の教室にはかかっておりませんが、2階以上につきましてはこの範囲が広がります。1階は建物同士の中心線から3メートルの範囲ですが、2階以上につきましては5メートルとなるため、2階及び3階の開口部分、サッシの部分の改修が必要となります。同様に一番左の太線も範囲が広がりまして、2の(3)ですが、南北校舎の渡り廊下、2階部分の開口部分、サッシの部分の改修が必要であるということになります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 増築に伴いまして既存の校舎を、特にサッシを網ガラスにする工事になるようですが、相当工期もかかるということで、夏季休業日中に実施をしたいという旨で補正予算をお願いするという状況になります。よろしくお願いいたします。

2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 寄附の受領について御報告いたします。

資料2を御覧ください。1件の寄附でございます。第二中学校PTA様より第二中学校へ、学校の式典等で寒いときに体育館で使用できるようジェットヒーター2台を御寄附いただきました。

(意見・質疑の要旨)

教育長 大変ありがたいお申出であると思っております。

3 平成30年度第2回「いじめに関する調査」の結果について

(事務局からの説明)

指導主事 資料3を御覧ください。昨年11月に実施しました「いじめに関する調査」の結果を御報告いたします。

前回の調査が平成30年6月末時点の調査でしたので、今回は平成30年7月1日から11月30日までを期間として調査いたしました。調査結果です。資料右上の表を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校が858件、中学校が72件でした。認知方法を変更

した昨年度の同時期と比較しても、大幅に増加をしております。これは今年度初めから認知方法の転換について、校長会や生活指導主任会などで重ねて周知し、徹底に努めてきたことによるものと考えております。また、「いじめられている人を知っている」と答えた人数は、小学校で213人、中学校で8人となっております。この結果は、これまでの調査と大きな差異は見られませんでした。このことから、実態に大きな変化はないが、どんな小さなことも見逃さず、認知して対応するということが各校で定着してきたのではないかと分析しております。

認知したいじめの内容については、中段の表を御覧ください。小学校、中学校ともに暴言・悪口が最も多く、続いて軽い暴力、仲間はずれ・無視、嫌なこと・恥ずかしいことをされる、させられるなどが多く挙げられております。学校では認知した全ての件について、個人票を作成し細かく記録を残すようにしております。特に金品隠しや携帯電話関連などのいじめについては、被害児童・生徒の心を大きく傷つけることに発展する可能性もあるため、具体的な事例として把握し、未然防止に向けて生活指導に生かしていくことが大切になると考えております。

続いて、右下の表についてです。これは第2回の調査でいじめと認知した件の2学期末の対応状況です。小学校ではほぼ半数が第1回でも認知した児童にかかわる件でしたが、学期末には全て観察中となっております。中学校では多くは第2回に新規で認知した生徒に関わる件でしたが、第1回でも認知した生徒に関わる件も含め、全ての件で観察中となっております。これに対して、小学校の第2回に新規で認知した児童に関わる件では、ほとんどが観察中となっておりますが、2件だけは学期末においても対応中となっております。この2件につきましては、児童の現状の把握や家庭及び関係機関との連携などを通して丁寧に対応を進めております。学校指導課といたしましても、学校と連絡を取り合いながら経過を見守りつつ、必要な指導・助言を行っております。

観察中となっている件を含め、今後も認知となった児童・生徒については、注意深く見守ってまいります。この結果につきましては、2月1日に実施予定の第3回国分寺市いじめ防止対策審議会においても御報告し、協議いただく予定となっております。その際、審議会委員の皆様からいただいた御意見も含め、さらにいじめ防止対策の推進に努めてまいります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 まだ対応中が2件あるという報告もございましたので、学校と連携しながら丁寧に対応をして解決を図っていただきたいと思います。まだまだ高い数値であります。しっかりと把握をして、それに基づいて丁寧に対応していくという基本姿勢でございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔その他〕

図書館課長兼本多図書館長 資料その他を御覧ください。市立図書館の臨時休館について御報告いたします。国分寺市立図書館条例第4条に基づきまして、下表のとおり光図書館、もとまち図書館、恋ヶ窪図書館において、蔵書点検等のため臨時休館をする予定でございます。光図書館につきましては1月28日から2月1日、もとまち図書館につきましては2月4日から8日まで、恋ヶ窪図書館につきましては2月25日から3月1日まで、日を違えて3館で蔵書点検及び引き抜き作業及び除籍などの作業のため休館をいたします。よろし

くお願いいたします。

〔閉会〕

午前10時38分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番

戸塚 晃

4 番

富永 謙一

調製職員

日高 久善